

公 示 書

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 50 号に所在する静岡地方合同庁舎駐車場施設の営業希望者の募集を下記のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 16 日

静岡地方合同庁舎管理庁

東海財務局静岡財務事務所長 小田川 浩二

記

1. 公募概要

- (1) 駐車場施設（屋外駐車場 62 台、敷地面積 2,146.05 m²）の営業及びEV充電スタンドの設置・運営を希望する者。

営業日は全日とする。ただし、国が指定した特定日は使用できないものとする。

- (2) 施設使用は有償。EV充電スタンドにかかる電気配線は事業者負担。施設営業に必要な光熱水料は事業者の実費負担とする。

2. 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

ただし、必要に応じ一度に限り更新することができる。

3. 応募者の参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、使用許可を受けるために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正に使用条件の履行が確保される者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

と。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 公募説明資料の交付を受けた者であること。

4. 公募説明資料の交付

日 時：令和7年10月16日(木)から令和7年10月31日(金)まで
9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで
(土曜日及び日曜祝日を除く)

場 所：〒420-8636

静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
東海財務局静岡財務事務所総務課合同庁舎管理係
電話 054-251-4321

※ 公募説明資料の交付にあわせて、公募内容の説明を受けることとし、郵送又はメールでの公募説明資料の交付は行わない。

5. 企画提案書等及び見積書の受付

日 時：令和7年10月16日(木)から令和7年11月11日(火)まで
9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで
(土曜日及び日曜祝日を除く)

場 所：上記4. の場所に同じ

6. 照会先

上記4. の場所に同じ

7. 留意事項

- (1) 本件は、静岡地方合同庁舎駐車場の効率的な利用の促進と利便性の向上及びカーボンニュートラルの普及を図り、民間の駐車場及びEV充電スタンド運営のノウハウを活用して「公共的駐車場」を効率的に運営するため、対象とする駐車場を民間事業者に対して、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき行政財産の使用許可を行うものである。
- (2) 使用許可期間途中での事業終了の申し出があった場合は、原則として使用料の返還は行わないものとする。
- (3) 使用許可にあたっては、企画提案書等及び見積書の審査を実施する。